

第七十二回 参議院法務委員会 會議録第六号

昭和四十九年二月二十一日(木曜日)

午前十一時九分開会

委員の異動

二月二十日

辞任

鍋島 直紹君

藤田 正明君

佐藤 隆君

木村 陸男君

鬼丸 勝之君

山本敬三郎君

山本茂一郎君

中村 波男君

内田 善利君

二月二十一日

辞任

重宗 雄三君

小枝 一雄君

補欠選任

小枝 一雄君

木島 義夫君

鈴木 省吾君

重宗 雄三君

吉武 恵市君

高橋 邦雄君

嶋崎 均君

吉田忠三郎君

矢追 秀彦君

補欠選任

平井 卓志君

濱田 幸雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○株式会社(第七十一回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第七十一回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員(原田立君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告をいたします。

昨二十日、山本敬三郎君、山本茂一郎君、中村波男君、内田善利君が委員を辞任され、その補欠として高橋邦雄君、嶋崎均君、吉田忠三郎君、矢追秀彦君が選任されました。

また、本日、小枝一雄君、重宗雄三君が委員を

国務大臣

法務大臣

政府委員

法務政務次官

法務大臣官房長

法務省民事局長

法務省刑事局長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

大蔵大臣官房審

議官

中村 英男君

藤田 進君

春日 正一君

中村 梅吉君

高橋文五郎君

香川 保一君

川島 一郎君

安原 美穂君

二見 次夫君

田中啓二郎君

辞任され、その補欠として濱田幸雄君、平井卓志君が選任されました。

○委員長(原田立君) 次に、理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原田立君) 御異議ないものと認めます。

それでは、理事に矢追秀彦君を指名いたします。

○委員長(原田立君) 商法の一部を改正する法律案、株式会社(第七十一回国会内閣提出、衆議院送付)の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑に入ります。

○佐々木静子君 それでは、この商法が前国会から引き継ぎまして、今国会の当初より当委員会において審議を続けてまいったわけでございますが、最終的に、いままでの質問のうち答弁をいただけていない部分について補足的に若干質問をさせていただきます。

まず、大臣に伺いたいと思うのでございますが、これは商法と特別、直接関係がないようにも見えますが、昨日の次席理事の会同で大臣が訓話をされた旨、新聞で報道されておりますが、その訓話の内容で、特に、いま問題になっているところの企業のあり方、悪徳商法をきびしく取り締まるという趣旨の、俗なことは

で言えば、御発言があったように承っておりますのでございますが、要点を御説明いただいたと思っております。

○国務大臣(中村梅吉君) 要するに、検察当局としましては、すべてのごときは厳正、公平に、適切な処理をすることが望ましいのであります。特に、最近の社会情勢から見ますと、経済的な諸問題があるように考えます。そこで、それらの事案が検察の手にかかるとなりました場合には、検察当局としては、あらゆる角度から、あくまで厳正、公平に、適切な処理をしなければならぬというふうな観点のことを申ししたわけでございます。

〔委員長退席、理事矢追秀彦君着席〕

検察当局としては、あくまでそういうたてまえで臨むことが本来であり、特にこういうふうな社会情勢のもとにおいては、国民の納得を得るためにも、正しい捜査をすることが必要であるということとを力説した次第でございます。

○佐々木静子君 この検察当局に対する御訓話と、現在出されております商法の改正という問題とは必ずしも一致しないとは思っております。商法という、国の非常に基本的な法律で、しかも恒久的な立法におきまして、必ずしも、いま、現実の社会で起こっていることだけに焦点を合わせずことは、若干ポイントの合わない点も出てくるのではないかと、思うわけでございますが、いま、これだけ企業の行き過ぎ、そしてもうけ過ぎということが国民の犠牲の上においましてなされておる、そういうことに対して国民がきびしく、いま企業の社会的な責任のあり方というふうなことを追及している時期に、この法案の審議を終えるわけでございまして、特にこの商法との関連において、いま大臣がお述べになった御所信で、この商法が企業の行き過ぎを是正するんじゃないに、企業のもうけをこの商法改正によって容易にする、

利潤を隠すのにこの商法改正が非常に役立っており、と云ふ意味から、猛烈な反対運動が起つておるわけだ。その事柄に対して、大臣はどのようにお考えになるか、大臣の御所信をお述べいただきたい、それとともに、法務当局がこの時期に、あえてこの法案を通そうということ、たいへん御努力をして御提案になったわけだし、また、与党も、この法案の通過のために御努力になっているわけでございますけれども、国民世論をあげて企業のもうけ過ぎを追及しようというこの時期に、法務当局としたら、どういう考えでこの商法改正を意図しておられるのか、大臣の御所信をはっきりとお述べいただきたいと思うわけだ。

○國務大臣(中村梅吉君) 今度の商法改正は、要するに目的とするところは、まず第一には会社の經理を堅実にする、そして監査も堅実にする、そして損失があれば損失を、粉飾決算なんかをすることのないようにさせなければならないということと同時に、利益があまり過ぎて、利潤がたかさんあればそれはつきり表に出て、税の対象になるようにしなければならぬ。また、法人の企業活動につきましても、違法、不適当な点があれば、監査役として、そうした会社運営の内容にまでタッチして監査ができるように制度を改正しまして、違法や不適当なことの無いように、起こらないように、会社のいわゆる経営を健全化していくというのが目的でございます。たとえば、ほかの部分につきましては、買ひ占め売り惜しみのような法律その他、規制された諸法律に該当するような事案が起れば、これはまた別途の制度がありますから、それらの制度によつて規制をしていく以外には方法はないと思ひます。それから積み立て金等につきましても、別段この制度は従来と何ら変わっておりませんので、これを改めて、甘くするとか、辛くするとか、特別の改正をいたしておるわけではございません。問題は、これらの運用については徴税当局が税の措置をどうするかという問題でありまして、会社として、そ

ういうような經理をされても、税務当局がそれは否認をするという問題もあれば、認める問題も起りましようし、従来とその点については、何ら変わっておりませんので、問題は、会社經理の内容を、これだけ株式会社というものが大衆化されておる今日におきましては、やっぱり大衆の利益のために、常に、損をした実情、利益のあった実情、そういうものができるだけ表に明らかになることが望ましいのでありまして、それを求めているのが今回の商法改正である、かように私考えております。

○佐々木静子君 いま大臣の御答弁になったこの会社の經理の眞実公正な明白化と、そういうことがこの商法改正の一番の焦点であるというお話でございましたが、やはり国民がなかなか納得しない、非常にこれがあぶない改正であると言つていふ点は、何といつても企業会計原則の導入という点だと思ふわけなんです。この点について、前回、私質問させていただいたときに、この企業会計原則の導入によつて不当な引き当て金の問題などが、引き当て金についての緩和の問題によつて、会社のもうけ過ぎということが隠されるんじゃないかという事柄に対して、これは商法上の立場で、会計監査においてどんどんチェックすることができるといふ御答弁をいただいたのは、いふんですが、その点について、大臣は今後、この商法上の監査についてどのような御所信を持っておられるかどうか、お述べいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 企業会計原則というものは別段法律で定めておるわけでもありませんので、この法案審議に際しまして、当委員会各委員の方々から非常に適切な御意見を私も承りました。おそらく大蔵当局とされましては、やはり企業会計原則は大蔵当局の一つの内部機構といひますか、内部的なことでございますから、大蔵当局も列席しております、かなり反省をされ、今後企業会計原則というものをさらに改善をしていく上にはたいへん参考になったんじゃないかと、

かように思っております。私どもとしましては、企業会計原則というものが一般社会から指摘されるようなことのないように、適切なこの基本を打ち立てていく、こういうことにわれわれ政府内部としまして大いに努力をしてみたい、かように思っております。

○佐々木静子君 この企業会計原則というものが法律で定められたものでないだけに、われわれ国民の目の前にじかに触れるような状態に定められるものでないだけに、非帯に心配するわけなんです。でございますので、企業会計原則自身がわれわれの納得するようなふうになつてくれるというところが非常に望ましいわけでございますが、むしろ、かりにそれが必ずしもそういうふうにならない場合でも、商法上の監査でこれは会計監査をびしびしとやっていたらどうかどうかです。それをたいへん心配しているわけなんです。その点についてはいかがでございますか。

○國務大臣(中村梅吉君) この点は、この企業会計原則というものは大蔵省がかつてにきめるわけでもないやうで、各界の人たちにお集まり願つて、その人たちの意見を聞いて基本を、大体の目安をきめておるやうでございます。これに對して、一部の委員の意見等、この間伺いましたが、私も聞いておつても適當でないやうな感じもいたしました。ですから、そういうやうな人の人選についても、今後大蔵当局として反省をして、十分に注意をして、世間から非難をされるやうなことになるやうに、また、そういう結論が出ないやうに努力をする必要があると思ふんです。

また同時に、これは将来、別の問題でございますが、本来からいへば、これだけ株式会社組織といふものが国全体の支配力が大きくなつてきております以上は、あるいはそういうやうな企業会計原則といふものを、内部的な機構としてやらないで、立法化して、そうして制度をきちんと確立した上でやるのがよろしいのかもしれません。こういう点につきましては、将来とも政府全体として検討をしてみたい、かように考えてお

ります。

○佐々木静子君 これはこの商法改正案の三十二条で企業会計原則の導入といふものがうたわれまう限り、これは法務当局の御責任においても、十分に国民の信頼にこたえられる会計原則の確立といふものをぜひとも御努力いただきたい。そうでなければ、この商法の改正といふことは、これは千載に悔いを残すたいへんな問題になると私思ふわけでございます。その点について、とくと大臣に、この企業会計についての取り組みということをお願い申し上げておきたいと思ひます。この点について、民事局長から何か補足的な御答弁ありませんか。

○政府委員(川島一郎君) 今回の商法関係の法案審議を通じまして、企業会計原則の問題がいろいろ論議されたわけでございます。私も商法の立場におきましては、あくまで商法の理念に従ひまして会計を律していかなければならぬ、企業会計原則といふものは、仰せのように、改正案の三十二条の公正な会計慣行といふことを通じて、その中身が商法上の会計監査の基準として用いられる場合があるといふことでございすけれども、しかし、商法の考えをしております公正な会計慣行といふのは、あくまで文字どおり公正でなければならぬわけでございます。まあかりに企業会計原則といふものが公正でない内容のものであれば、それは商法は採用できない原則であると言わざるを得ないわけでありまして、したがいまして、企業会計原則が商法の公正な原則と一致するやうに、まあ私も御協力を申し上げておるわけでございます。今後の運用につきまして、大臣も申されましたやうに、十分に留意をしてみたい、このやうに考えております。

○佐々木静子君 それから、民事局長に伺ひます。前回十分な御答弁いただけなかった部分として、監査役、取締役の業務監査に對するところの差しとめ請求権、その行使について、裁判上の差しとめ請求をする場合に、仮処分を申請する場合のその費用、特に予納すべき保証金の出どころ

○政府委員(川島一郎君) 具体的な構想というところでございますので、私からお答えをさせていただきます。思います。

商法の改正は、法務省におきましては、法制審

議会の中に設けられております。商法部会で検討し、これを総会で最終的に御承認いただく、こういう形で作業をいたしておるわけでございます。したがって、いま仰せになりました株主総会等の改正につきましては、商法部会でどのように

お考えになるかということはこれからの問題でございますので、私から具体的には申し上げかねるわけでございますが、ただ、方向として申し上げますならば、現在、比較的小規模な株式会社から非常に大きな規模の株式会社まで、雑多のものがあ

ございます。これを同じ法制のもとで規律していくことは実情に合いませんし、とうてい無理でございますので、これを分けまして、小規模の会社には小規模にあふさわしい組織を、そして大規模の会社には大規模にあふさわしい組織を考えていかな

ければならないと思います。その場合、小規模の会社につきましては、なるべく事務の簡素合理化を實行できるようにという組織に改めていくことが必要であろう。それから大規模な会社につきましては、機関等の、非常に複雑になりましてよ

十分に会社が社会的な責任を果たしていけるよう
な、そういう組織を考えることが必要であらうと
思います。先ほど仰せになりましたように、非
常に、毎日の国会におきましてもまた新聞紙上によ
きましても、会社の業務、経営のあり方が問題に

なっております。私、商法の立場で申し上げますと株式会社の大きな危機であるというふうに思っております。したがって、今回の監査制度変更によって会社がその姿勢を正していくことを期待しているわけですが、さらにそれを徹底させる

○佐々木静子君　いまの御答弁でも伺いました。役の組織と権限、こういった問題につきましても徹底的に検討をしていきたい、このように考えております。

うに、いま問題になっているところの企業、特に大企業が、国民が求めているところの社会的要請にこたえ得るように、ぜひとも今後、商法の問題におきましても法務当局が取り組みいただくことを特に要望しまして、私の質問は終わりたいと思います。

○原田立君 きょう、安原刑事局長は、荒松衆議院予算委員長に対して、検察庁のやみカルテル捜査に支障を来たすこととなるから、石油会社の社長を集中審議に呼ばないでくれと、こういう要請があったというふうに新聞報道されているんですが、それはほんとうにそうなのかどうか。それから、先ほど佐々木委員からも指摘があったように、大臣、きょうは次席検事会同ですか、そこでやみ悪徳商法は徹底的に取り締まるんだ、やれ、こうきびしく言われておつた、きょうの夕刊で拝見したわけですが、何かそれとどう比べてみると、片っぽうじゃいかつかうをしていて、片っぽうじゃ、こそそこをやっているという感じを私は正直持ったんです。多くの国民の人たちはそう思ったんじゃないかと、たいへん心配するわけなんです。で、刑事局長、その辺に真意があったのか。あるいは大臣、これはもう大臣も了解の上でやったのか、その点を御答弁いただきたい。

○政府委員(安原美穂君) お答え申し上げます。まず結論から申し上げますと、私は、石油会社の関係者を参考人として呼ばないでくれという申し入れをしたことは全然ございません。正確に申し上げますと、今回、告発のあった関係石油会社については現に検察庁において捜査中である、このようない関係会社の役員について、告発をされた被告発事案について参考人から事情聴取されるなど調査をなされることは、捜査に支障を生ずるおそれがあるもので、差し控えられるようお願いいたしますというところでございます。つまり私も、国政調査権の大事であることは十分に承知の上で、他面、刑事司法の利益ということから申し上げますと、捜査中の事件について、国政調査権として調査を

その被告発事案についてなされることは証拠隠滅等を招くおそれがある、そういう意味において検察の上に支障があるということをおそれるものから、国政調査権の作用として、その御判断において差し控えていただくことをお願いしたというのが真相でございます。趣旨はそういうことでございまして、そういうことを法務省刑事局長の私が独断でやるものではございませんで、もちろん大臣の御了承を得まして、なしたものでござい

○原田立君 刑事局長はそういう心配があるんで申し入れたということなんですけれども、現在、超過利得税とか超過利得の問題とかいうことで、非常に物価に対しては世間がきびしい世の中になつていくのですね、いま。そのときに、その捜査の關係でと言ふのもわからないこともないけれども、検察当局がそういう申し入れをすると、やっぱり強い誤解を受けるのじゃないでしょうか。また、現に新聞なんかでも、せっかくの集中審議が捜査上の秘密を理由に参考人の公述が制限され、不徹底の結果になるおそれはないかと、また肝心な点は、最高検のほうからもそんなことは公述しないようにしろというふうな厳命が出ちゃって、結局捜査上の秘密を逃げ口上に使われて、集中審議が空中分解してしまうのじゃないか、こういう心配をしている向きもあるし、私もその点心配する。これは局長と大臣、そういう心配を含んでいるわけだ。いかがですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は、公取から告発を受けていたのは、やみカルテルの問題でござい

けてもらうようにお願いしておいたらどうだということ、そういう趣旨のお願いをしたわけでございます。そういう告発を受けたやみカルテル問題以外のことでしたら、どんなことをやられても、それは一向差しつかえないわけなんです。ただ、その点についてだけ若干の懸念がありますので、そういうお願いを予算委員会のほうへいたしましたわけ、特別他意はないわけでございます。あくまで捜査の厳正を期して、これから告発を受けた以上はやろうと、きょう捜査会議をやっておるはずでございますが、そういうような次第でございまして、御理解をいただきたいと思

○政府委員(安原美穂君) 趣旨は大臣の申されたとおりでございまして、捜査の徹底を期したいからこそお願いを申し上げたわけでございます。原田先生御心配のことと一面においては考え得ることかもしれないけれども、私どもは、そういう真剣に捜査に取り組むという立場から、そう申し上げたことではございませんで、同時に、これは今回のだけのことでございまして、従来から犯罪捜査中の事件につきまして国会で被疑者、参考人等をお呼びになつて調査なさることにつきましては、国政調査権の關係からやってはならぬと言

○原田立君 じゃ、この問題はそれだけにしておきます。今回の商法改正の根本目的は、監査役の権限を強化して粉飾決算を防止する、あるいはまた、大企業に公認会計士による会計監査を義務化する、

あるいは業務監査を行ない、不正な企業活動を差しとめるといふようなところで法案ができたわけでありまして、条文を私はいへんしろうとなんですけれども、条文を少しづつやっている、みんなあつちこち穴があいていて、はたしてそれだけのことが、この大きな大義名分がととのえられるのかどうか、たいへん心配するわけなんです。民事局長は提案者だから、いや、そんな心配はありませんとおそらく答えるだろう。だから、局長に聞いてもあれだから、大臣、ほんとうに今回の声を大にしている企業監査制度を強化するということですね、今回の法案で少し足りないぐらいな御認識は大臣もありませんかと思う。それで、昭和四十五年三月三十日に法制審議会の第一次答申が、いわゆる要綱ですね、「商法の一部を改正する法律案要綱」、これは答申が出ているわけけれども、あの中ではないぶんははしてあるわけなんです。それらはやっぱり法制審議会の先生方が一生懸命つくられたのだから法務省としても当然参考にするべきであらう、かりに経団連や大企業のはうで、いや、そんなことをやめてくれと言ったって、それはやっぱり法制審議会の答申を尊重するならば、やっぱりそれをがっちり採用していく、こういう姿勢があつてしかるべきだと思

○国務大臣(中村梅吉君) 法制審議会の御審議をいただきました、その出た答申はまことにとうとういものでございまして、事務当局といたしましては、諸般の情勢を考慮して今日の成案を得たものであると思ひます。こまかい点は民事局長からお答えをさせますが、問題は、人間社会のことでございますから、今回の改正で万事万全でございますとはいひ切れな

い、監査役が経理監査のほかに業務についても監査ができるということ、それから一番大事な点は、いままでは会社内部だけでやっておつたこ

とを、今度はいわば外部の人である公認会計士あるいは監査法人の方々にお詳細目を通していただいて経理の適正化をはかるということは、私は相当の進歩、改善であろうと、こう思っております。まだこれで万全でなければ将来改正をさらに要するかもしれませんが、とにかく内部だけでやっていただくものを、今度は内部以外から——内部の者も発言権を強くし、監査役の発言権を強くし、また同時に、外部の方の適正な監査を受ける、これによって相当会社経理というものは、粉飾決算をしたり、あるいは過剰の利益を隠したりすることはできなくなってくる。また、そうして税の適正な課税もできるということになってくると思っております。まあ人間社会のことでございますから、これで万全でございますとは神さまのようには申し上げかねますけれども、かなりの進歩、改善であるというように私も考えておる次第でございます。

なお、法制審議会との関係につきましては、長年手塩にかけて努力をしてまいりました民事局長からお答えさせることにいたします。

○原田立君 局長から答弁なくていいんですよ。大臣、法制審議会の答申、要綱ね、これをもちと尊重して、おこつてくる部分を取り上げるように早くしたらどうですかと、めどはどうですかと、こういうことを聞いているわけです。また、大臣の御所信はいかがですかと言います。肝心なところが抜けているのです。

○國務大臣(中村梅吉君) お説のとおりでございます。法制審議会もほんとうに熱心に審議をした結果取り上げた諸問題でございますから、今回の改正に取り入れることができなかった点につきましては、これは最も重要な資料として法務省としましては十分検討をし、お説のように、できるだけ早い機会に取り上げることのできるものにつきましては採用をしてみようようにいたしたいと、かように考えております。

○原田立君 企業会計審議会の答申の企業会計原則修正案は、本法成立施行と同時に修正企業会計

原則としてスタートすることになっていようであります。資本金の部の中で、負債、固定資産、特別引き当り金、資本となり、そのうちの特別引き当り金の内訳が価格変動準備金、特別償却準備金、それから創業する周年記念資金あるいは事業引き当り金などいろいろがあるようでありませうけれども、とりわけ事業引き当り金の一体中身は何なんですか、全くわからない。また、企業それ自身が自分の意思で任意につくることができるとなると、これなどは不当なものを隠す隠れみのの最たるものではないか、こう思うんですが、その点はどうか。

また、修正企業会計原則では、不当な負債性引き当り金をなくし、毎期信頼される利益計算ができるように、継続性の原則をとってきたのを緩和して、利益操作をややすくなるようになっている。改正案では、「公正ナル会計慣行」として企業会計原則を取り入れることを法制化しようとしている。それで、「公正ナル会計慣行」、いわゆる「公正」とは一体どういうふうなことを意味するのか。「公正」とは反対に、大企業の利益操作のために自由に引き当り金や準備金を計上できることを法律で規定することになり、全くの不当利益の隠れみになるのではないか、こんなふうなふうに思うし、心配もするわけです。「公正」の判断をどのように考えているか。

以上、二つ質問したい。御答弁願いたい。

○政府委員(川島一郎君) あとでお尋ねになりました「公正」の意味でございますが、これは商法で言っておりますのは、商法が商業帳簿を整備しておくように規定しておりますが、そういう制度を設けた目的から見ると、公正なと、こういうこととございまして、商法がそういう経理を明確にするというところは、一つには債権者のため、それから会社などにもあります。株主の関係、従業員の関係等があるわけでありまして、そういうものに對する関係で、会社の経理が真実で、そうして利用されるに適するような形で整理されることが望ま

しい、こういう見地から公正ということばを使っているわけでありませう。

企業会計原則との関係でございますが、これは先ほども佐々木委員のほうから御質問ございました。お答えいたしましたように、企業会計原則というのは公正な会計慣行というものを具体化したものであるというふうにいわれておりますが、しかし、現実につくられるのは、これは企業会計審議会という一つの機関によって決定されるものであります。したがって、それが商法の立場から見ると、公正であるかどうかというところは、また別の判断が入ってくるわけでありまして、企業会計原則の内容が、かりに商法の立場から見ると公正でないというものがあつた場合には、それは商法の公正な会計慣行には当たらないと、こういうことになるわけでございます。

○説明員(田中啓二郎君) ただいま御指摘の、第一点の特定引き当り金の問題は、これは企業会計原則以前の商法の問題でございます。二百八十七条ノ二というのにございまして、どういふものこれで引き当り得るかというところは、商法の問題。したがって、先般もこの点について公認会計士等はその指導原理というから解釈というか、そういうものを法務省のほうからやっていただければいあわせではないかというようにことを私申し上げました。

次の負債性引き当り金及び継続性の原則でございますが、これは確かに企業会計原則の内容をなしております。この修正案、これはまだ確定したものではありませんが、その中でどういふものが負債性引き当り金に該当するかと、これをきちんと注解に書いてございまして、それから継続性の原則につきましても、先般申し上げておりますように、みだりに変更してはならないということになっております。この点は私どもとしましては、従来のやり方をいささかも緩和すること、甘くするものではないということ、この委員会でも何回も申し上げているところでございます。

なお最後に、このような企業会計原則が修正案として出てきました場合に、従来も企業会計審議会の公正妥当と認められるものとして、いろいろの会計準則というものが出ておりますが、それを場合によって大蔵大臣が通達として、これは公正妥当なるものと認めるのか、あるいは、その解釈をふえんすとか、ということもございまして、将来必要によりましては、この修正案の注をもう少しはつきり書くとか、あるいは必要に応じて通達をさらに出すというふうなこともあり得ることとございまして、その点も今後の検討の対象にしていきたいと思います。かように考えております。

○原田立君 現在大企業の超過利得について、世間はきびしい批判の目を注いでいるのであります。が、決算のとき、著しく不当な事項があつた場合、その監査役または会計監査人は、株主総会でそういう事実を報告することができると、かどうか、できないのか。また、そういう不当な事項をどの段階でチェックできるのか、今回の法でできるのかどうか。結局大企業の任意な利益操作が法律で公正な慣行として容認され、保障されることになってしまふ、企業の不正を取り締まることができず、ひいては、あげくのはてはこれが悪の温床になつて、結局、超不当利得というふうな代になるおそれがあるのではないかと、こう心配するのですが、所見をお伺いしたい。

○政府委員(川島一郎君) 会社の経理に著しい不当があつたという場合には、まず通常は決算の際の監査報告書にそれが載るわけでございます。この監査報告書というのは、監査役が監査をした上で作成するものもございまして、会計監査人が監査をした上で作成するものもございまして、そのいずれにも記載されるということになります。そうしてその監査報告書は決算に関する株主総会の招集通知に添付されますので、全株主に周知されることになるわけでありませう。それから、その株主総会におきましては、監査役はそれについて報告をすることができませう。また会計監査人は、特に

規定はございせんけれども、たとえば監査役が不当でないことを認めたる事項について会計監査人のほうから不当であると認めたる場合、つまり監査役と会計監査人とが監査について意見を異にする場合には、定時株主総会に出席いたしまして意見を述べることができ、このように相なっております。

○春日正一君 私は、前回、大蔵省証券局から答弁がなくて質問を留保した問題について質問したいと思ひます。

それは昭和四十五年版の大蔵省証券局年報の「第五章 企業財務公開制度の展開」という章の「第二節 商法と企業会計原則との調整」の中で、この本のページ数で言えば五二ページに当たりますけれども、負債性引当金について企業会計審議会の審議の内容が要約されているようですけれども、この点について当局のほうから説明をしてほしいと思ひます。

○説明員(田中啓二郎君) 前回、委員会でご質問いただき、答弁を留保しておりました、ただいまの四十五年証券局年報の負債性引当金に関する記述の趣旨についてお答え申し上げます。

まず、負債性引当金とは、修正案注十八にありましますと、次の三つの要件に該当するものを考えております。すなわち、一つは、「将来において特定の費用(又は収益の控除)たる支出が確実に起ると予想され」、二つに「当該支出の原因となる事実が当期において存在し、三つに「当該支出の金額を合理的に見積もることができ」といふものでございまして、修正案注十八に例示してございまして製品保証引当金以下に引き当てる金は、いずれも上述の三要件に該当するとともに、法律上の債務でもございまして、これらの引き当てる金は会計上も商法上も計上することとを強制されるもの、計上しなければならぬものであり、ここに例示することにつきましては何らの問題はなかつたので例示されたものでございまして、ところで、修繕引当金とは金に前申しました負債性引当金と金の三つの要件を充足するもので

ありまして、会計上は当期の費用として引き当てる必要はない性格のものであります。一方、法律上の立場から見ますと、これは債務とは言えないので、引き当てる金として計上を強制することについては法律的には要求できないということがあります。修正案では「等」ということばで表現したまゝとなつていふのでございまして、これは申しましたが、修繕引当金は、会計上の立場からはこれを引き当てる必要はない会計処理としてこれを計上させる必要があり、この表示場所としては、これが負債性引当金と金の三つの要件を充足しているものでありますので、会計上の立場からはこれを負債性引当金として表示する以外には考えられないのであります。具体的には、今後、法務省令である計算書類規則と大蔵省令である財務諸表規則をそれぞれ改正することとしておりますので、その際にこの取り扱いも確定されることとなりますが、現段階ではただいま申し上げましたようなことで処理されることになるものと考えております。

以上、四十五年証券局年報に記載された内容について、その趣旨を申し上げたわけであります。記載の内容にあやまちはないと思ひます。なお、最後に、言うまでもないことではございますが、先生の御懸念のごとく、負債性引当金を拡大するためのよりどころとして「等」といふことばを加えたというものではございませんことは、さきにも申し上げたとおりでございますので、御了承いただきたいと存じます。

○春日正一君 結局、この書いたのをそのまま読んでもいいのですが、修繕引当金と金のようなものは、企業会計原則上は負債性引当金と金とだけども、商法上では債務ではないので計上を強制できない、そこに矛盾があるわけですね。それを解決する方法として、商法上債務ではないけれども、企業会計原則上は負債性引当金である修繕引当金を、商法上、計上を強制するよう商法

を改正したかどうかという意見があった。けれども、この意見は実現を見られなかつた。結局、この最終的な取り扱いは、商法上は計上を強制されない特定引当金として、計上の場合の表示のしかたは、負債性引当金と金として取り扱うというところで予解された、ここにもそう書いてあるわけですね。そこで、ここに書かれている「債務に該当しない負債性引当金」といふものは、修繕引当金と金のほかにもいろいろのものが考えられておりますか。

○説明員(田中啓二郎君) 現在におきましては、それだけでございまして。

○春日正一君 それではお聞きしますが、ここに「このような引当金の取扱ひについては、」と「負債性引当金として取り扱う」という解釈で了解されたいというふうに書かれてあるわけですね。けれども、これはだれとだれの間で了解されたんですか。

○説明員(田中啓二郎君) これは先ほど申し上げましたとおり、会計上の問題と商法という法律上の問題がからんで話でございますので、予解には当然、会計上の立場を所掌している私どもと法律上の立場を代表しておられる法務省と、それから企業会計審議会の委員の方の間でそういう話があり、了解があったというふうに聞いております。

○春日正一君 もう一度お聞きしますが、企業会計審議会には経団連の代表、公認会計士の代表、それから商法学者、それから政府でも法務省、大蔵省証券局などが入つておられるわけですね。そこで、この中でおもにだれとだれとの間で了解ができたのか、それから経団連は一体その際どういう態度をとつたのか、その辺お聞かせ願ひたいんですが。

○説明員(田中啓二郎君) この点は、先ほど申し上げましたように、計算書類規則と私どもの財務諸表規則の調整が今後行なわれるわけでございますから、会計の立場と商法の立場をそれぞれ所掌する、主として大蔵省と法務省の委員の間で話が

行なわれ、了解されたということで、委員の中の経団連から出ておられる方というのは、ほとんど法律問題でもございまして関係はなかつたとしてよいのではないかと考えます。

○春日正一君 そこで、いつも持ち出すこの経団連パンフレットの「一〇五号の四六ページから七ページのところに、」と「税法と企業会計原則上の引当金の調整問題」という点で、委員である経団連関係の居林という人が書いてますけれども、「今回の修正案では、負債性引当金を注釈においていくつか例示した。製品保証引当金、売上割戻引当金、景品費引当金、工事補償引当金等々は、未だ税法上で損金算入が認められていないものである。これらの新しい負債性引当金は、会計原則上、当然の負債と考えられているものであるから、税法としても損金算入を拒むことがあつてはならない。」というように書いて、「経団連としては、かねてより負債性引当金をすべて税法上で損金算入を認めるように主張してきたが、今春の税制改正では建設業の工事補償引当金についてのみ、新しく税法上でも損金算入を認めることになつた。」というふうにして、「主税当局では、税法が会計慣行よりも先走つて負債性引当金を広く損金にするように改めることは、行き過ぎであるという態度をとつてゐる。工事補償引当金のごとく、多くの会社で計上する慣行が完結してきたものから、逐一、税法上も損金算入するようになつた」との意向である。さらに、「経団連では、会社が負債性引当金を計上しても、税法が否認するようでは、健全な会計慣行の育成を妨げるのみならず、納税意欲にも悪影響があるので、税法が負債性引当金を広く損金に算入するよう改める必要があると考えてゐる。」と、そう言つて、しかし、「税法が先か、会計慣行が先か」といふ鶏と卵の循環論法をくり返していても「解決しないので、」と「会社としてはいろいろ言い分はあると思うが、この際、有税で以てでも会計原則が例示した負債性引当金を広く計上して、税法としてもこれを認めざるを得ないようになつて、税法として

必要

であると思われる。したがって、この三月決算以降において、各社が有税でも引当てるという決心をしていただきたい。この場合、負債性引当金の計上額は、各社、各業界における過去の実績値を参考として、今後の見通しを加えた額にすることになる。とくに長期延滞のものとか、長期の保証契約を計上するものなどについては、手厚く引当金を計上することが必要であると思われる。経団連を代表した居林氏という人は、こういう態度で臨んでおられ、きまつたあと、こういう形で報告をしておられるわけですね、企業に。

だから、そういうふうな考えでみると、法務当局と大蔵当局がいま了解されたというふうな言われましても、どういふふうな了解に言われましても、やっぱり実際損金でないものを負債性引当で金というふうな形で書かせるというふうなことになる。そこからくる矛盾というのはその了解では解決できない。結局、修繕引き当で金というふうな引き当で金が商法上債務ではなく、商法第二百八十七条ノ二の特定引き当で金であるというなら、やはり貸借対照表の特定引き当で金の部、損益計算書の未処分損益の部に表示すべきであって、なぜ負債性引き当で金として表示するのかわからない疑問が出てくるわけですね。そこへもって負債性引き当で金の中へ入れるということ、経団連の居林氏の言っているように、ますますそれを手厚く引き当で金をつくり、しかもその引き当で金の項目も拡大して、償行というんですから、多くの会社が三年、五年とこれをやれば、これは正當な償行というところで認められるという実績に持つていこうとしておる、あの強力な経団連が、それにこれは乗せられるような了解を大蔵省と法務省がしたということになると、これは国民に対する責任を果たしていないんじゃないか、そう思うんですけれども、その点どうですか。

○説明員(田中啓二郎君) まず、居林氏は企業会計審議会の委員ではございませんで、一幹事にすぎません。そこで、そういう方がなるほど講演をしたけれども、先ほどのように負債性引

き当で金に当てたものを税法の課税所得の損金算入上拒むことがあつてはならないとか、そういうようなことを使うこと自身がたいへん間違つた、とんでもない行為ではないかと思ひます。そして負債性引き当で金に引き当てたからといって、先日主税局から話のごさいましたように、主税局は主税局としての租税政策上の観点から何を損金算入を認め、何を認めないかということには法令によつてきちんとやつておられるわけでございますから、一企業会計審議会の幹事の言うことによつて、租税当局並びにわれわれが影響なり左右されるというふうなことは絶対にございませぬ。

○春日正一君 そのあなたの強がりは世間に通用しませんよ。経団連というものがどれほどの力を持つておられるかというところは国民みんな知っているんですから。場合によれば総理大臣の首も飛ばすというふうにいわれておられるくらいな力を持つておられるわけですから、あなたがそういう強がりをおられるわけでも世間には通用しない。

そこで、私いま質問した実質内容の問題として、修繕引き当で金のような引き当で金を、なぜ商法第二百八十七条ノ二の特定引き当で金というところで貸借対照表の特定引き当で金の部、損益計算書の未処分損益の部に表示しないか、負債性引き当で金として表示するようにしたのか、その理由を聞かしてほしい。

○説明員(田中啓二郎君) 先ほども申し上げましたように、会計原則上というか、会計の立場からはこれは負債性引き当で金に該当するわけでございますから、したがって、その立場からはこれを負債性引き当で金に引き当てる以外、場所がないわけでございます。

○春日正一君 結局、会計のほうの原則と商法のほうの原則との食い違いというものを、そういう形で、了解というふうな形で処理することで、違法が適法かということがたな上げにされて、企業にとつては有利なようになるし、あなたはそれは承知しないと言われたけれども、居林氏のような、腹黒い意図を持った企業が、将来にわたつて

不正を働くための一つのよりどころを与えるというふうなことになるんじゃないだろうかというふうな思ひますが、その点どうなんですか。だいたいどうぶと言へるんですか。

○説明員(田中啓二郎君) 一昨日も答え申し上げましたように、これは居林氏の講演の記録でございまして、ただ、この本が経団連事務局編というふうなことでございまして、先生は問題にしていらつしやるわけでございますが、このような講演に対する答えは、先日も申し上げましたように、最終的にどういふふうに修正案がおさまるか、そしてさらに法務省令である計算書類規則とか、大蔵省令である財務諸表規則がどのようになつていくか、あるいは場合によつては、必要とあれば検討することあるべき通達の内容、これとあれば検討することあるべき通達の内容、これと明確に答えとしてわれわれの立場が表明されるというふうなことでございまして、あまりにまだ確定していないものを、経団連の場でスピーチしたという内容に重点をおかす過ぎになる必要もないのではないかと思います。

○春日正一君 その問題は、どうしても最後に決つておきたいと思ひますけれども、その前に、いまの了解というものは、企業会計原則のどこかできちつと明確にされるわけですか、そういう了解がなつておるというものは。

○説明員(田中啓二郎君) 計算書類規則と財務諸表規則の間で調整されて明確にされるものでございまして。

○春日正一君 そこで、いま出された問題ですけれども、この企業会計審議会の運営について、私、ずっとこういふものを読んでおつて疑問を感じておるんですけれども、企業会計審議会は、昭和四十四年二月から商法と企業会計原則との調整について審議を重ねて、四十四年十二月十六日商法に對する改正要領事項、企業会計原則の修正案をまとめて大蔵大臣に報告し、一般に公表したというふうに聞いております。この審議は企業会計審議会の第一部会が行ない、この審議のため研究会が三十四回、小委員会が十四回、部会が七回開かれ

たということのようですけれども、この研究会には大蔵省、法務省も参加して行なわれているというふうな聞いておるんですけれども、その点間違ひないですか。

○説明員(田中啓二郎君) この審議会の委員には、法務省、大蔵省主税局、国税庁、大蔵省証券局からそれぞれ委員が出ております。

○春日正一君 これは、第一部会の審議では、重要な審議が部会長だけ知つておつて、他の委員、幹事には知られないというふうなことはないんですか。

○説明員(田中啓二郎君) それは審議会の運営の問題でございまして、当然これだけの重要な問題については知らされておつたと存じます。

○春日正一君 それで、前回私はこの経団連パンフレット、ナンバー一〇五の中の番場嘉一郎氏のことを引用して、企業会計審議会の中で経団連代表と公認会計士協会代表との話し合いで妥協したといういわば取引の問題を取り上げて、結局公認会計士協会の主張を取り入れて、そのかわりに経団連のほうには損失性引き当で金も負債性引き当で金の中に取り入れることになったというふうなことを番場氏はこの中で言つておられるんですね。そのことについて、これは事実かどうかと質問したところが、これに対して、あなたでしたか、ほかの人でしたか、私覚えていないけれども、われわれは関知していないというふうな答弁があつたと思ひますけれども、この点ほんとうに関知してなかつたんですか。

○説明員(田中啓二郎君) 委員の中で経団連の委員とやりとり云々というふうなことは、もちろん私もは何ら関知しておりません。

○委員(原田立君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(原田立君) 速記をつけて。

○春日正一君 そういうことはおかしいと思ひます。番場氏は経団連の代表者ではなくて、また公認会計士協会の代表者でもない、第一部会の部会長ですわ。その人が、なぜ部会長だけがこう

重要な話し合いがあったということを知って
おいて、大蔵省や法務省の委員や幹事が知らな
かったのか。それほど運営が非民主的に関係者が
こそそそ経団連と公認会計士協会の人たちが話を
して、それで部長だけがそのことを了解して、
大蔵省や法務省その他からも委員が出ておるん
だけれども、その方々はそのような内容にわたる問題
を知らずに運営されるというような、そういう非
民主的な運営が実際にここでやられておったのか
どうか。知らぬということになればそういうこと
になる。もしそうだとしたら、ここに出されてき
ている法案のその基礎そのものが非常に不明朗な
形でやられたということになるわけじゃないです
か。

○説明員(田中啓二郎君) ただいまの運営の問題
でございますが、公の場で発言されたことはこの
委員会におきましても議事録なりその抜粋とい
うものをとりおきますから、その限りにおいて
は、一昨日もお答え申し上げましたように、番場
氏なり居林氏がその中で言っているような事実
はない、公の場でそのような発言なり確認はない
ということははっきり申し上げることができま
す。ただ、公の場以外でもよろよろという話が
行なわれているかということ、審議会の民主的運
営云々とは関係のない、私どもも関知しない問題
ではないかと思ひます。

○春日正一君 私、これ、まあ時間が短いよう
ですから、もう一度読みませうけれども、これはこ
の法律の内容ですね。その中に含まれる内容を
話し合つて、それで、いま言ったように商法上は
強制されないけれども、大蔵省のほうの側からい
えば損金に計上するような、そういうことになる
という問題の矛盾を解決する話し合いがされ
た内容の問題でしょう。だから、これは委員会
全体がそういう了解でこういう答申をするんだと
いうことが知られていなければ、委員会の意思が
統一してないということになるんじゃないです
か。つまり、ほかの委員の方々はつんばさしに
置かれたまままで委員会答申というものが出され

た。しかもその一番重要な部分にそういう裏の了
解事項というふうなものがあつて委員全体が知ら
されてないということになると、ほんとうにやみ
からやみへということになるから、ますますこれ
は権威のないものにならざるを得ない。だから、
そこらの辺であなたの方へと知らなかつたのか。
知つておつても役所の立場として言えないの
か。ここは非常に大事な問題だと思ひます。将来
つくつていく場合にも大事だし、これ、運用して
いく問題の場合でも大事だと思ひます。私はこの
前から言うけれども、こういうものを一つの権威
ある団体が、その団体の名前で編集して出すとい
うことは、そのことを肯定的に受けとめて、そう
してこれを天下に確認しているようなものですか
ら、だから決して青東野人の言ではない、そうい
う立場からお聞きをされているんです。だから、こ
れで私質問を終わりますけれども、そのところ
をはつきりしてほしい。

○説明員(田中啓二郎君) 公の場での発言と、し
からざる場での事柄は、今後講演などするような
場合にも十分気をつけるように私どものほうから
申し伝えたいと思ひます。

○委員長(原田立君) 他に御発言もなければ、質
疑は結局したものと認めて御異議ございませ
んか。

【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(原田立君) 御異議ないと認めます。
後藤君から委員長の手元に修正案が提出されて
おります。修正案の内容はお手元に配付のとおり
でございます。

この際、本修正案を議題といたします。
後藤君から修正案の趣旨説明を願ひます。後藤
君。

○後藤義隆君 私は、自由民主党を代表して、商
法の一部を改正する法律案外二法案に対する修正
案の内容等について御説明をいたします。
第一、商法の一部を改正する法律案に対する修
正の内容等は、次のとおりであります。

第一点は、小規模の商人の負担軽減等のため、

商人は、損益計算書を作成することを要しないも
のとするものであります。これは第三十二条、第
三十三条、第五百五十三条関係であります。

第二点は、子会社に対する調査権の乱用防止の
ため、子会社は、正当な理由があるときは、親会
社の監査役の調査等を拒むことができるものとす
ることとあります。これは第二百七十四条ノ三関
係であります。

第三点は、取締役の違法行為の差しとめ請求権
を失効あらしめんがため、取締役の違法行為の差
しとめの仮処分には、保証を立てることを要しな
いものとするものであります。これは第二百七十
五条ノ二関係であります。

第四点は、施行期日並びに休眠会社の特例に関
し所要の改正を行なうこととあります。これは附
則第一条、第十三条関係であります。

第二、株式会社の子会社調査権に関する規定
の修正と同様の理由で、子会社は、正当な理由が
あるときは、親会社の会計監査人の調査等を拒む
ことができるものとするものであります。これは
第七條関係であります。

第二点は、資本金一億円以下の株式会社につ
いて商法の適用除外を定めた第二十五条の表現をわ
かりやすくするため修正しようとするものであり
ます。

第三点は、施行期日等に関し所要の改正を行な
うこととあります。これは附則第一項、第四項関
係であります。

第三、商法の一部を改正する法律等の施行に伴
う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正
の内容は、施行期日等に関し所要の改正を行なう
こととあります。

以上が修正案の趣旨及びその内容であります。
○委員長(原田立君) それでは、ただいまの修
正案に対し質疑のある方は順次御発言願ひま
す。――別に御発言もないようですから、これよ

り三法律案並びに修正案について便宜一括して討
論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
ひます。

○佐々木静子君 私は、日本社会党を代表いたし
まして、商法の一部を改正する法律案、株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び
商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法
律の整理等に関する法律案、並びにただいま提案
されました修正案に対して、一括して、いず
れも反対する立場から討論をいたしたいと思ひ
ます。

まず、この改正案の骨子となつてるところの
監査制度の強化は、はたしてその意図する点にこ
たえ得るものであるかという点であります。取締
役の業務の行き過ぎを是正し、企業横暴を
チェックするということ自体は、現在国民が最も
強く求めているところの事柄でございますが、は
たして本改正によつて名実ともに国民の要請にこ
たえ得るところの監査制度の強化が実現されるか
という点を考えてみますと、きわめて心もとない
改正にすぎないと断ぜざるを得ないのでございま
す。昭和四十五年、法制審議会決定の改正要綱で
は、監査役の業務監査権限を確保するため、監査
役の取締役会招集権、株主総会招集請求権及び三
カ月ごとの営業経過概要報告を受ける等の権利な
どが本法案によつて削られてしまつてゐる。ま
た、監査役任期が三年から二年に短縮されたこ
と、監査役報酬及び監査費用に関する規定が設
けられておらないことなどを考えてみましても、
真実、監査制度の強化を実現し得るものとはと
うてい言ひ得ないというふうに考えるのでござい
ます。

また、公認会計士あるいは監査法人の会計監査
についても、その責任の重さに比し、会計監査人
が完全に企業に対する独立性を堅持して監査を行
ない得るだけの制度的な身分の保障がなされてお
られないことを、遺憾ながらこの点においても、こ
れまたきわめて片手落ちな実効を期したいもの

と言わざるを得ないと思うのでございます。

特に、最も本改正案で問題と考えられるのは、
商法改正案第三十二条の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」の規定であり、これにより企業会計原則の修正案を導入しようとしている点であります。私どもはこの三十二条全文の削除を強く主張したわけでございますが、この企業会計原則の修正について最も懸念されていた継続性の原則についても、本委員会の審議における政府答弁によっても、企業会計原則が肯定されてはおりますものの、企業会計原則修正案の五における「正当な理由によつて、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならぬ。」との条項が削除されたことについての納得のいく理由がいまだ説明されておられないわけでありまして、また、継続性の原則について何ら明文を設けられておらぬことより見て、大企業がその利益を隠匿するために、企業がこれを正当な理由なく変更するおそれというものはなほ多いという危険を感じざるを得ない。すなわち、逆粉飾あるいは粉飾決算につながるおそれを私どもはとうてい無視することができないのでございます。

特に、大企業のもうけ過ぎを隠蔽するための絶好の隠れみよになつてゐる引き当て金の問題であります。本委員会において論議された真実必要とされる額の何十倍あるいは何百倍という多額の引き当て金を、租税特別措置法等によつて合法的なものとして認め、負債性引き当て金を広く計上することによつて大企業、大会社の利益隠匿に加担するおそれのあるこの企業会計原則が修正された上、導入されるということは、私どもはこれを安閑と手をこまねいて是認することはとうていできないのであります。もちろん、商法上の監査の趣旨から考へても、商法上適当でない度を越した引き当て金は、たとへば税法では認められているパーセンテージ以内であつても会計監査によつてチェックできる旨の政府答弁はございましたが、

会計監査人の身分保障にきつめて乏しい本法案において、現実には給にかいたもちにすぎないおそれが十分にあることは、あまりにも明白であります。

監査制度の強化に逆行する危険の多い中間配当制度をはじめ、零細商人に無理をしいる商業帳簿の作成義務についても、いずれも反対する次第でございます。

商法改正案の第三十二条の商人の作成すべき帳簿から損益計算書を削除して、その簡略を幾ぶんではなかつてはいる点、あるいはその他これに関連する一連の修正及び改正商法案の第二百七十四条ノ三、子会社に対する親会社の調査権中、子会社の側からこれを拒否することのできる一項目を追加した修正案が出されたこと、あるいは監査役の差しとめ請求権の行使を容易にするため、仮処分申請事件については保証を立てずになし得る点などの修正案も提出されておることなど、その部分においてはやや監査制度の強化に幾ぶんともプラスする修正案であるとは思いますが、これのみでは、とうてい我が党が期待しているところの監査制度の強化実現にはほど遠いと断ぜざるを得ないと思つております。

したがって、本三法案及び修正案については、いづれも反対の意思を表明いたしました。私の討論を終つたと思つております。

○棚田四郎君 私は、自由民主党を代表して、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案、並びに修正部分を除く原案について賛成の意見を申し述べたいと存じます。

わが国の株式会社の監査の実情を見ます場合、監査役役の地位、権限が弱体なため、本来の監査機能を十分果たしていないのが実情でありまして、近時における企業の粉飾決算続出の例を見ても十分うかがえるところであります。

今回の改正案は、このような実情に対処するた

め、監査役の権限を強化し、会計監査のほか業務監査をも行なうものとし、このために必要な取締役会出席権、取締役の違法行為差しとめ請求権等の権限を監査役に与えるとともに、その地位の安定、その他監査機能の強化のための措置を講じ、会社の内部から不正を事前に防止しようとするものであります。

また、新たに五億円以上の大規模会社について公認会計士や監査法人による事前監査を義務づけ、外部からの監査もきびしくしており、内部、外部双方からの監査により企業の不正を防止しようとするものであり、資本金一億円以下の小会社については、その監査役は会計監査のみを行なうなど実情に即した措置を講じておるものであります。

さらに、今回の改正には、定款による累積投票の排除、中間配当制度の新設、取締役会の決議による転換社債の発行、準備金の資本組み入れによる無償引き合わせ新株の発行、休眠会社の整理等、会社運営の安定、株主の利益や企業活動の円滑化をねらつた改正点が多いのであります。今回の改正は、株式会社の実情に照らし時宜に即した措置であると思つております。

また、修正案は、小規模商人の負担軽減等のため商人は損益計算書の作成を要しないものとし、監査役、会計監査人の子会社に対する調査権の乱用を防止する措置及び取締役の違法行為差しとめ請求権の実効性の確保の道を講ずるものであります。これら改正は、企業の運営の適正と安定に寄与し、今日の社会経済情勢に適合するものであると考へます。

よつて、私は、以上三法律案及び修正案に対し、賛成の意を表するものであります。

○矢追秀彦君 私は、公明党を代表して、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び修正案に対して、一括して反対の討

論を行ないたいと思つております。

本法案は、昭和四十年三月の山陽特殊鋼の粉飾決算に端を発しているものであります。しかるに、今回の法案が施行、実施されたからといって決して粉飾決算防止にはならないのであります。このことは長時間にわたる委員会での審議を見ても、何一つ問題の解決を見ないことでも明らかかとおりであります。

また、本法案作成の段階と現在とは、その社会的、経済的情勢等の変化は著しく異なつております。特に、買い占め、売り惜しみ、さらには値上げの先取り、便乗値上げなどに見る大企業の横暴、独善的行為は目に余り、その上不当なる利益の隠蔽、脱税行為に至つては国民を愚弄する行為以外の何ものでもありません。

このような情勢下では、本法案は当初の目的である粉飾決算の防止はおろか逆粉飾決算の増加すら招きかねないのであります。このような諸点にかんがみ、私は次の三点について特に強く指摘し、反対を主張するものであります。

まず第一点として、第三十二条二項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と定めておる点であります。

これは昭和四十四年十二月企業会計審議会が発表した企業会計原則及び同注解の修正案の導入につながり、継続性の原則を大企業の都合のよいようになつて変更して解釈できることになるものであります。

また、継続性の原則と並行して引き当て金制度を悪用し、利益を不当に操作することができ、逆粉飾を招くおそれが多分にあるばかりでなく、大企業の利益を擁護することになりかねないのであります。

第二点は、本法案の主目的である監査制度の強化についてであります。

これは法制審議会が昭和四十一年十一月以来、約五年の歳月を費やし、昭和四十五年三月三十日に決定し、法務大臣に答申された改正案要綱から大きく後退し、監査役の株主総会招集請求権、取

締役会招集権、取締役の定期報告の義務等を削除しているものであります。このような重要な事項を削除したことは、本法案の目的に反した骨抜き法案と言ふ以外の何ものでもありません。

また、監査役の業務監査を効果あるものとするのには、個人監査に固執することよりも取締役会に対応できる監査役会なるものを設けるべきではなかったのか。

第三点は、中間配当についてであります。

本法案では中間配当、すなわち金銭の分配を株主総会を通さず直接取締役会の決議だけで実施することができるとしております。これは人為操作によって見込み配当につながり、その失敗によって赤字配当、すなわちタコ配当の危険性が十分にあり得るものであります。その結果、取締役はつづきを合わせるために粉飾決算をせざるを得ない立場になり、また株主の権利すら奪うことになり

ます。その他、親会社の子会社に対する不当な立ち入り調査権、零細商人に対する複式簿記の記帳義務等多々ありますが、本法案が粉飾決算防止、監査制度の強化等に対して期待でき得ないことはもろのこ、国民世論のきびしい批判的になっている大企業の飽くなき利潤追求の実態、社会とともにあるべき企業の社会責任の欠陥、企業モラルの低下から見ても、本法案には賛成できないことを重ねて強く主張し、私の反対討論を終わります。

○春日正一君 私は、日本共産党を代表して、商法の一部を改正する法律案、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び自由民主党提出の修正案に対し反対するものであります。

反対理由の第一は、この商法改正案は、私がこの質疑の冒頭でも述べましたように、今日ごく少数の大企業が産業あるいは零細企業、そういうものを大きく独占的に支配して、そうして不当な暴利をむさばっている、そういうものを国民の立場

から規制するために企業の基本をきめる商法を改正するの、それとも大企業のそのような横暴というものを、そういうものに合わせてそれを正当化し、合法化する立場からこの商法を変えるのか、二つの立場のどちらかという問題を私は投げかけたわけでありましてけれども、この改正が、この委員会での質疑を通じて明らかにならぬに、明らかに大企業の専横、それを助長し、荒かせぎや利益かせぎというふうな反社会的な行為を正当化するような、そういう内容を含んだものである、この点が一番基本的な反対理由であります。

具体的に申しますと、商法改正案三十一條に「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定を導入することによって企業会計原則修正案を基本的な導入し、継続性の原則を正当な理由なく企業が自分の都合によって変更できるようにしようとしているからであります。また、企業会計原則修正案は利益引き当て金をも特定引き当て金として公認し、企業会計理論上とうてい容認できない処理を公的に承認するものであり、これは大企業の逆粉飾を合法化し、会計監査基準そのものを後退させることになるからであります。

第二に、企業の社会的責任を要請する世論に押されて監査制度を若干強化しておりますけれども、改正法案のような監査役、会計監査人の身分保障では、多少権限を強化しても絵にかいたもちになる危険性が強く、むしろ企業に対する社会の批判をそらすためのいわばイチャジキの業に使われてもしかたがないような、そういう程度のものであるからであります。かかる改正は、世論がいま要求しておる大企業の実態を明確にし、その反社会的な行為を規制せよという改正への要望からはるかに隔たっており、実効性の薄いものと言わなければならぬからであります。

第三、商法改正案に親会社、子会社の概念を導入し、三井、三菱グループその他のような大企業集団による系列支配の現状を合法化し、さらにそれを促進させるものであるからであります。この

企業集団による系列支配こそが親会社、子会社を含めた逆粉飾の根源であり、これを一方で強化しておいて、他方で支配会社の監査役等の子会社に対する立ち入り調査権を規定しても、それは実効性の薄いものとならざるを得ないことは明らかであります。この項に対する政府の説明では、親会社が子会社に対して不良な債務を転嫁したり、あるいは売れない品物を無理に売りつけたたりというふうなことで自分の会社の弱点を隠すような、そういうことのないようにするものだといふように説明をされておりますけれども、しかし、そういう理論は、言ってみれば、どろぼうに被害者を保護せよと義務づけるようなものであつて、とうてい世間に通用するものではないのであります。

第四に、商法改正案三十二條、三十三條で零細小売り商に対してまで記帳義務を強制し複式簿記をしいるのは、事実上零細小売り商に無理をしいるものであります。

そのほか、粉飾決算を助長させる中間配当の規定、税理業務と監査業務の関係の明確化、職域の配分など、まだ十分な配慮がなされていらないなど、たくさん未解決の問題を残しております。企業の社会的責任が大きな世論となり、売り惜しみ買い占めなどの反社会的行為の規制が大きく叫ばれているとき、このような商法改正ではなく商法の抜本的改正、大企業を国民の立場から規制していくように抜本的な改正が必要であることは疑う余地のないところであります。この法案は、この国民の要望に背を向け、むしろ逆行するものであつて、とうてい容認することのできないものであります。

なお、修正案について言えば、この委員会で論議された零細商人の記帳の問題とか、その他について若干の修正はされておりますけれども、これらはきわめて枝葉の問題であつて、いま私が指摘しましたような商法改正の一番根本の悪い点については一つも手を触れていない、そういう程度の修正でありますから、私どもとうてい賛成するわけにはいかないわけでありまして。

以上、わが党の反対の理由を明らかにして、討論を終わります。

○委員長(原田立君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原田立君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

商法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、後藤君提出の修正案の問題に供します。

後藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原田立君) 多数と認めます。よつて、後藤君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原田立君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、後藤君提出の修正案の問題に供します。

後藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原田立君) 多数と認めます。よつて、後藤君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原田立君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

第三部 法務委員會會議錄第六号 昭和四十九年二月二十一日【参議院】

「参照」

第二十五條 会社については、商法第二百四十七條第一項、第二百四十九條第一項ただし書、第二百五十二條、第二百五十三條第二項、第二百五

附則中「昭和四十九年一月一日」を一公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

昭和四十九年三月五日印刷

昭和四十九年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X